

高額療養費制度について

令和元年 12 月 社会福祉士 A

既に、医療機関などの勧めで、この制度をご利用されている方も居られると思いますが、改めてこの制度の簡単な概要と利用の際の**留意事項**について纏めて見ました。

【高額療養費制度とは】

重い病気で医療費の支払いが高額になり家計を圧迫することを軽減できる様、所得に応じた一定額（**自己負担限度額**）の支払いで済ませる制度です。

【制度利用の留意点】

1. 月単位で適用される。

長期にわたって療養される際は、1 か月ごとに限度額までの負担が発生しますので、複数の手術・治療を行う場合、1 か月以内に済ませると 1 か月の限度額費用内で済みます。

よくある例としては、両眼の手術を必要とする白内障の手術です。 体力や日程などの余程の事情が無い限りは、1 か月内で両眼の手術を済ませることをお勧めします。

2. 世帯合算で制度を利用する場合は、同じ健康保険に加入している人のみが適用です。

3. 病院で支払った費用の内、下記の費用は適用外です。

・食事代・病衣代・差額ベッド代・先進医療費・自由診療費・出産費用

4. 高額療養費の払い戻し請求期限は、診療が行われた月の翌月 1 日から **2 年以内**。

請求してから払い戻しまでは通常 3 か月程掛かりますし、手続きも大変です。

従って、高額な医療費が掛かりそうな場合は、市区町村の窓口で「**限度額適用認定証**」（1 年間有効）を取得して事前に医療機関に提出される事をお勧めします。

【自己負担限度額の一般的な額】

総医療費と報酬月額で算定されますので**個人毎に異なります**。（詳しくは、役所で）

① 70 歳未満	・報酬月額：81 万円以上	140,100 円
	・報酬月額：51 万円以上	93,000 円
	・報酬月額：51 万円未満	44,400 円

② 70 歳以上は、老人医療となっているので、高額療養費の申請は不要です。

（参考）・現役並み報酬月額（28 万以上）で医療費の負担額 3 割の方：140,100 円

・一般所得者：44,400 円

以 上